

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 18 日

各務原市内介護保険サービス事業所

及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（周知）

日頃より市行政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要です。今般、BCP 策定等の支援のために、厚生労働省において業務継続ガイドライン等が取りまとめられましたので、BCP 策定等にお役立ていただきますようお願いいたします。

記

1 添付文書等

介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について（令和 2 年 12 月 14 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）

2 ガイドライン等の掲載場所

介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策まとめページ内にあります。

（URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 （大丸・山村）	
TEL	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365
MAIL	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp